

四半期報告書

(第98期第1四半期)

自 平成23年4月1日

至 平成23年6月30日

大阪証券金融株式会社

大阪市中央区北浜二丁目4番6号

(E03689)

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
2 役員の状況	6
第4 経理の状況	7
1 四半期財務諸表	8
2 その他	14
第二部 提出会社の保証会社等の情報	15

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月10日

【四半期会計期間】 第98期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）

【会社名】 大阪証券金融株式会社

【英訳名】 Osaka Securities Finance Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 堀田 隆夫

【本店の所在の場所】 大阪市中央区北浜二丁目4番6号

【電話番号】 06-6233-4510(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役企画総務部長 小田 康史

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目15番3号
大阪証券金融株式会社 東京支社

【電話番号】 03-5299-6311

【事務連絡者氏名】 東京支社長 福井 勝

【縦覧に供する場所】 大阪証券金融株式会社 東京支社
(東京都中央区日本橋二丁目15番3号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第97期 第1四半期 累計期間	第98期 第1四半期 累計期間	第97期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
営業収益 (百万円)	840	848	3,435
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△46	37	△795
四半期(当期)純利益 (百万円)	27	38	3,265
持分法を適用した場合の投資利益 又は投資損失 (△) (百万円)	△23	△27	80
資本金 (百万円)	5,000	5,000	5,000
発行済株式総数 (千株)	普通株式 37,000 第一種優先株式 15,000	普通株式 37,000 第一種優先株式 15,000	普通株式 37,000 第一種優先株式 15,000
純資産額 (百万円)	14,701	17,394	17,751
総資産額 (百万円)	224,296	208,250	236,116
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	0.75	1.05	83.58
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	普通株式 — 第一種優先株式 —	普通株式 — 第一種優先株式 —	普通株式 3.00 第一種優先株式 14.00
自己資本比率 (%)	6.6	8.4	7.5

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）のわが国経済につきましては、東日本大震災直後の急激な落ち込みから徐々に回復傾向を辿りましたが、電力事情等先行きについての不確実性は払拭できない状況となっております。

株式市況についてみますと、期初9千7百円台でスタートした日経平均株価は、円安などを好感して5月上旬には震災発生後約1ヵ月半ぶりに1万円台を回復したものの、その後はNYダウの値下がりなどにより9千3百円台まで続落、6月末にかけては景気回復期待を背景にやや水準を戻す展開となりました。

この間、大阪市場における信用取引買残高は期初の1,400億円台から概ね漸増傾向を辿り、期末には1,700億円台まで水準を切り上げました。

こうした状況下、当第1四半期累計期間の営業収益は848百万円（前年同期比0.8%増）と微増にとどまったものの、営業費用及び一般管理費が減少したことから、営業損失は57百万円（前年同期は営業損失141百万円）となり、赤字幅は縮小しました。経常損益は37百万円の利益（前年同期は経常損失46百万円）と黒字転換し、四半期純利益は38百万円（前年同期比41.1%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の総資産額は208,250百万円と前事業年度末に比べて27,866百万円減少しました。これは、投資有価証券や借入有価証券代金の減少が主因です。

一方、負債総額は190,855百万円と前事業年度末に比べて27,509百万円減少しました。これは、コールマネーやコマーシャル・ペーパーが増加したものの、短期借入金が増加したことなどによるものです。

この間、純資産額は17,394百万円と前事業年度末に比べて356百万円減少しました。これは、配当金の支払いにより利益剰余金が減少したことなどによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	94,500,000
優先株式	15,000,000
計	109,500,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	37,000,000	37,000,000	大阪証券取引所 (市場第一部) 東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
第一種優先株式	15,000,000	15,000,000	非上場	単元株式数100株 (注)
計	52,000,000	52,000,000	—	—

(注) 第一種優先株式の内容は次のとおりであります。なお、第一種優先株式の発行は安定した事業運営のため自己資本の充実を図ったものであります。また、本優先株式は「社債型」優先株式であり普通株式の希薄化が生じないことを重視したものであります。

1 優先配当金

① 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき年14円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記「2 優先中間配当金」に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2 優先中間配当金

当社定款第41条に定める中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき7円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。)を行う。

3 残余財産の分配

① 残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき200円を支払う。

② 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

4 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

5 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- ① 法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
- ② 優先株式には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- ③ 優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

6 取得条項

- ① 当社は、平成26年4月1日以降の日で、優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「取得日」という。）に、優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社はこれと引換えに、優先株式1株につき、200円に経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日の前日までの日数（初日及び取得日の前日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。）を加算した額を金銭にて支払う。
- ② 一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。

7 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	—	52,000	—	5,000	—	3,229

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	第一種優先株式 15,000,000	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 440,800	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式36,537,100	365,371	—
単元未満株式	普通株式 22,100	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	52,000,000	—	—
総株主の議決権	—	365,371	—

（注）1 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式23株が含まれております。

2 第一種優先株式の内容については「第3提出会社の状況 1株式等の状況（1）株式の総数等②発行済株式」の（注）に記載しております。

②【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
（自己保有株式） 大阪証券金融㈱	大阪市中央区北浜二丁目 4番6号	440,800	—	440,800	0.84
計	—	440,800	—	440,800	0.84

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,363	7,080
有価証券	8,004	17,410
営業貸付金	77,229	80,741
借入有価証券代り金	71,795	56,405
その他	449	1,961
貸倒引当金	△2,161	△2,170
流動資産合計	159,680	161,429
固定資産		
有形固定資産	382	363
無形固定資産	676	600
投資その他の資産		
投資有価証券	74,768	45,201
その他	1,402	1,450
貸倒引当金	△794	△796
投資その他の資産合計	75,377	45,856
固定資産合計	76,436	46,820
資産合計	236,116	208,250
負債の部		
流動負債		
コールマネー	7,000	30,000
短期借入金	156,950	90,150
コマーシャル・ペーパー	15,000	36,000
貸付有価証券代り金	21,788	20,151
未払法人税等	46	13
賞与引当金	67	30
その他	4,813	4,814
流動負債合計	205,665	181,159
固定負債		
長期借入金	12,000	9,000
退職給付引当金	331	344
役員退職慰労引当金	149	144
その他	219	207
固定負債合計	12,700	9,696
負債合計	218,365	190,855

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成23年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金	3,229	3,229
利益剰余金	9,403	9,122
自己株式	△131	△131
株主資本合計	17,502	17,220
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	249	173
評価・換算差額等合計	249	173
純資産合計	17,751	17,394
負債純資産合計	236,116	208,250

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
営業収益	840	848
営業費用	341	330
営業総利益	499	517
一般管理費	641	575
営業損失(△)	△141	△57
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	80	78
その他	18	18
営業外収益合計	98	98
営業外費用		
支払利息	3	3
その他	0	0
営業外費用合計	3	3
経常利益又は経常損失(△)	△46	37
特別利益		
償却債権取立益	74	—
特別利益合計	74	—
特別損失		
有形固定資産除却損	0	0
環境対策費	4	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1	—
ゴルフ会員権評価損	—	3
特別損失合計	6	3
税引前四半期純利益	21	33
法人税、住民税及び事業税	1	1
法人税等調整額	△7	△6
法人税等合計	△5	△4
四半期純利益	27	38

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）
該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第1四半期累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）
該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）
該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期累計期間
（自 平成23年4月1日
至 平成23年6月30日）

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	115百万円	94百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	109	3	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金
	第一種 優先株式	210	14	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

II 当第1四半期累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	109	3	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金
	第一種 優先株式	210	14	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がないか、四半期貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度末 (平成23年3月31日)

その他有価証券

区分	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
① 株式	2,442	2,944	501
② 債券	78,537	78,456	△81
③ その他	1,000	999	△0
合計	81,980	82,400	419

当第1四半期会計期間末 (平成23年6月30日)

その他有価証券が、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

その他有価証券

区分	取得原価 (百万円)	四半期貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
① 株式	2,442	2,664	222
② 債券	59,504	59,574	69
③ その他	—	—	—
合計	61,946	62,239	292

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
関連会社に対する投資の金額 (百万円)	12	12
持分法を適用した場合の投資の金額 (百万円)	899	952
持分法を適用した場合の 投資損失 (△) の金額 (百万円)	△23	△27

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) 及び当第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

当社は、証券金融業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月 30 日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月 30 日)
1 株当たり四半期純利益金額	0円75銭	1円05銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	27	38
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	27	38
普通株式の期中平均株式数 (千株)	36, 559	36, 559

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第 1 四半期会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月 30 日)
(投資信託に係る分配金の受領) 当社が保有しておりました投資信託「スーパートラスト スリー 3 号」については、米国のエンロン社債に投資しておりましたが、エンロン社の不正会計が明るみになり、平成13年12月の同社経営破綻に至る過程で、信託財産に損害を受けたため、運用会社である大和証券投資信託委託株式会社がクラスアクション (米国における集団訴訟手続き) に参加しておりました。 今般、当該クラスアクションの和解が成立し、運用会社が和解金を受領した結果、償還時受益者に対して分配金が支払われることとなり、当社は平成23年 7 月 28 日に387百万円を受領いたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月10日

大阪証券金融株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 高郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仲 昌彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大阪証券金融株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第98期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、大阪証券金融株式会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月10日
【会社名】	大阪証券金融株式会社
【英訳名】	Osaka Securities Finance Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 堀田 隆夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市中央区北浜二丁目4番6号
【縦覧に供する場所】	大阪証券金融株式会社 東京支社 (東京都中央区日本橋二丁目15番3号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長堀田隆夫は、当社の第98期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。